

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和6年3月27日

評価者：健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	北部地域療育センター
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
業務の概要	(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること (5) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (6) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価に関すること (7) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (9) 施設の維持管理に関する業務 (10) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (11) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定管理者	名称：社会福祉法人 同愛会 代表者：理事長 高山 和彦 住所：横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749 電話：045-459-9870
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33619）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	・通園療育ではクラス運営を前後期制およびクール制などの開催期間、併行クラスや年齢別クラスの設定など運営を工夫し、子どもとその家族を対象に、障害と発達段階に応じた柔軟な通所支援を行った。 ・通園・外来を利用する保護者向けに、言語聴覚士などの専門職が講師となり、子どもへの関わり方やことばの発達に向けた日常の工夫などをテーマにした「ほくほく講座」を開催し、子育て支援につなげた。また、ほくほく通信などを定期的に発信することで、子育てに必要な情報を提供した。 ・診療所では令和2年度より常勤医師2名を配置することで、多様化するニーズに迅速に対応した。 ・地域支援では幼稚園、保育所等への訪問相談や児童相談所、地域みまもり支援センター、相談支援事業所など関係機関との連携の他、第1・第3土曜日には施設開放を行う「ほくほく広場」を開催するなどして地域との関係づくりを行った。 ・令和4年度に多摩区、令和5年度に麻生区に子ども発達・相談センターが開設したことに伴い、発達に心配のある児童については子ども発達・相談センターにおいて相談を受けるとともに、療育センターにおいては、専門的な支援が必要な医療的ケア児等の障害児への支援に注力できる体制づくりに着手した。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	・0歳から18歳までの障害児および発達に不安のある児童とその家族を対象に相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行うことを目的とした施設として、通園療育、外来療育、診察・診断、相談支援及び地域支援を実施した。 ・通園事業では児童発達支援、医療型児童発達支援、幼稚園・保育園訪問を実施し、小集団での発達支援、基本的生活習慣の確立やソーシャルスキル、コミュニケーションスキルの獲得、対人関係の広がりに向けた支援等を行った。 ・診療所では地域の各種医療機関と連携を図りながら、小児科・児童精神科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科等の診療を行い、その結果に基づき適切に各種検査や評価を行い、必要な児童には継続フォロー、通園療育、リハビリ訓練等による支援を行った。 ・地域支援事業では地域の関係機関への訪問支援や連絡会への参加などを実施することで、関係機関との連携促進及び情報交換を行い、地域でのニーズを明確化し対応

		した。 ・コロナ禍において外出先が制限される利用者の過ごし場として園庭開放、運動ホール開放を行い、地域の中で利用者とその家族を孤立させず見守る役割を果たした。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・月1回の防災委員会及び防災訓練や年に数回の建物内点検・備蓄品チェック行うなど災害等に備え、適切に施設を管理した。 ・月1回ヒヤリハット委員会を開催し、業務上の安全面に関する課題の把握に努めると共に、職員への周知や対応を適切に行うことで、重大事故等を未然に防止した。 ・施設設備の安全点検を定期的に行い、修繕が必要な箇所等が発見された際には、所管課への状況報告を行い、適切に修繕工事を実施した。 ・利用者の重症化及び施設内でのクラスターの発生を防ぐために、職員が体調不良になった際、通常の有給休暇を使わずに休むことができるような体制を法人独自で作るなど新たに取組んだ。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴い、地域療育センターの利用対象となる障害児が大幅に増加している。 ・令和4年度に多摩区、令和5年度に麻生区に子ども発達・相談センターが開設したことに伴い、相互の業務の整理を行うとともに、地域療育センターについては、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の中重度障害児への支援や保育所等へのアウトリーチ支援、地域の障害児通所支援事業所に対する個別支援に関するスーパーバイズ等の充実が求められる。 ・専門職などの人材の定着及び人材の確保が課題となっている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・毎年度の事業報告書やヒアリング、四半期ごとのセルフモニタリング提出をはじめ、全療育センターによる所長会議や部門長会議を定期実施し、基本的な運営や事業執行、利用者ニーズ等の把握・解決に取り組んだ。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上) ・医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴い、地域療育センターの利用対象となる障害児が大幅に増加する中においても、直営時には出来ていなかった常勤医師の配置や、専門職など相談対応職員の増員、保育士等の増員を行うことで、外来・診療部門における待機期間が長期とならないよう対応できている。 ・直営時代と比較して専門職員を多く配置することで、保護者向けの子育て支援講座や「ほくほく広場」を開催するとともに、保育園や幼稚園の職員への研修を開催するなど、地域支援を強化することができた。 ・多職種によるクラス運営やケースカンファレンスを実施するなど職員間の連携を緊密に行うことで、多角的な視点で捉え、適切な療育の提供につなげた。地域の保育所等との併行通園のクラスでは、担当職員が必ず幼稚園や保育園に訪問し、センター内での支援の状況を共有するとともに、園での適切な支援や環境設定について助言するなど後方支援を行った。また令和4年度の保護者などからの事業所評価では、事業所の支援について満足しているかについて「はい」の回答が90%を超えるなど満足度の高さがうかがえる。

		【利用実績】						
				前指定期間の年平均	R2	R3	R4	R5,9まで
	通園事業	福祉型(50)	契約数	138	78	82	82	115
延人数			6,885	5,046	5,696	5,907	3,641	
医療型(10)		契約数	9	8	8	5	4	
		延人数	499	775	896	566	227	
短時間(10)		契約数	66	51	73	127	56	
		延人数	985	699	1,477	2,275	727	
合計		契約数	213	137	163	214	175	
		延人数	8,369	6,520	8,069	8,748	4,595	
外来診療事業	診療（延人数）		5,285	5,257	5,465	5,545	2,285	
	評価・訓練（延人数）		5,110	3,868	5,310	4,830	2,248	
地域支援事業	新規相談者		331	333	373	343	181	
	全利用者		1,927	1,269	1,732	1,658	725	
		※定員があるものは（ ）内に記載						
		・指定管理者制度導入前よりも、医師及び専門職員等の人員の増加を実現するとともに、市の財政負担額も改善され、指定管理者制度導入以前よりも効率的な運営ができている。						
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・医療的ケア児に対する配慮を行うこと及び地域支援の充実を仕様書に盛り込み取り組んでいく。 ・公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合の人材確保と引継ぎのための十分な期間の確保と引継ぎに要する予算の確保、また、十分な募集期間の確保が必要である。						
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・児童福祉法における障害児通所支援事業については、民間によってサービス提供がなされている分野であり、北部地域療育センターについては法定上、児童発達支援センターとして位置づけられ、給付費による収入が見込まれる事業である。しかし、当市における地域療育センターは、児童発達支援センターとしての業務だけでなく、地域の支援力向上のための業務等も担っており、給付費による収入だけでの運営は困難である。また、児童発達支援センターは、障害児支援における、地域の中核的な拠点として位置づけられることとされており、他の障害児通所支援事業所に対して助言等を行う機能についても求められている。そのため、公的な位置づけとしての運営体制が求められているため、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。						

4. 今後の事業運営方針について

- ・利用者の多様化するニーズへの適切な対応を図りながら、体制の充実に取り組む必要があることから、地域の障害児支援の中核的役割が果たせるよう、引き続き行政が関与し指定管理制度により運営されることが望ましい。
- ・子ども発達・相談センターが開設したことに伴い、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の中重度障害児への支援の充実や、保育所等へのアウトリーチ支援の強化によるインクルージョンの推進が求められる。
- ・誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における公益的な活動の実施に引き続き配慮をする。
- ・指定管理者の公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合に、人材確保と引継ぎのための十分な期間を確保するため、3か月程度公募期間の前倒しを行い、引継ぎに要する予算を確保する。また、仕様書の内容の見直しなどを行った上で、広く周知を行うとともに、事業者が参画しやすいよう1.5か月以上の募集期間を確保する。